

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

マレーシア

製造工程認証及びハラール認証

1. 製造工程認証.....	1
2. ハラール認証 HALAL CERTIFICATION.....	2

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。
アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 製造工程認証

監督官庁	マレーシア保健省 (Ministry of Health: MOH) 食品安全品質管理部 (Food Safety and Quality Division: FSQD)
認証プログラム	<p>1. MeSTI: Makanan Selamat Tanggungjawab Industri (MeSTI)とは、以前は Skim Keselamatan Makanan 1 Malaysia (SK1M)と言われ、食品衛生規則 2009 の要求を満たすことを確実にすることを目的としている。JAKIM ハラル認証を申請する前に、少なくとも MeSTI を採用することが求められる。MeSTI 認証では、企業は、運転管理、衛生管理、トレーサビリティ、記録管理に焦点を当てた、基本的な衛生要件の全範囲を順守する必要がある。</p> <p>HACCP 管理ができない業者に対しても食品の安全性を保証するものとして 2012 年から保健省が認証を行っている。一般的に、従業員の教育や、施設の廃棄管理や疫病管理、水廻りの管理、書類の記録、原料管理や包装・保存の管理やトレーサビリティを要件としている。</p>
	<p>2. GMP: MeSTI の要件に加えて、検証やリコール手続き、内部監査が実施されている食品について安全性を保証するものとして 2007 年から保健省 Ministry of Health: MOH が認証を行っている。</p>
	<p>3. HACCP: GMP の要件に加えて、コーデックス HACCP の7原則を実施している食品について安全性を保証するものとして、1998 年から保健省が認証を行っている。施設への査察は原則年1回行うこととなっており、3年毎に更新が必要である。</p>
	<p>4. HALAL: HALAL であることの認証として JAKIM (Jabatan Kemajuan Islam Malaysia) が認証を行っており、2年毎の更新が必要である。</p>
強制または任意	任意

適用される食品	<p>HACCP 認証ガイドライン: 食品に関する以下のグループに適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生きた動物及び動物飼料 • 屠殺及び骨抜き作業 • 小規模な商品製造業 • 魚介類及び水産加工 • 酪農食品加工 • 製パン業及び穀物食品加工 • 集約的園芸事業 • 大規模多品種農業 • 飲料及び飲料の加工 • 果実及び野菜の加工 • ケータリング及び給食の事業 • 缶詰、超高温処理及び防腐処理の事業 • 保存食及びソース • 発酵製品 • 食品原料の製造 • 食品小売業
----------------	--

2. ハラル認証 Halal Certification

(農林水産省補助事業: ハラル調査 ～農林水産物・食品の輸出と海外のハラル産業政策動向～ 2018年3月 日本貿易振興機構(ジェトロ) より抜粋、引用)

ハラル認証とは、イスラム教義に従った食品等の原材料、製造工程、製品品質を審査、適合製品の認証と製品への表示を行う認証・制度である。

マレーシアでは、現在、イスラム開発局(Jabatan Kamajuan Islam Malaysia : JAKIM、Department of Islamic Development, Malaysia)が認証の審査を、ハラル産業開発公社(Halal Industry Development Corporation :HDC)がハラル産業の振興を担当している。主な具体的規格として MS 規格、MS 1500:2009 が制定されている。マレーシア市場ではハラルマークのない食品は流通しないと言われるほどであり充分考慮する必要がある。

(1) イスラム開発局(Jabatan Kamajuan Islam Malaysia : JAKIM、Department of Islamic Development, Malaysia)

1997年、首相府直轄でマレーシア唯一の公式ハラル認証機関として設立された。20の部門から構成され、2009年からはオンラインでの申請受付を開始した。JAKIMのウェブサイトからは、ハラル認証の手続き申請のための要件や必要書類等、最新の情報が確認できる。又、既にハラル認証を取得している企業の詳細、ハラル認証の有効期間等確認できる。JAKIMの主な役割としては、

- ハラル認証の手続き、
- ハラル食品製造者及び外食事業者に対し、ハラル認証及びロゴを発行、
- ハラル食品ガイドラインの順守に関する監督、取り締まり、
- 政策の策定、マネジメント、監査等が挙げられる。

HALAL MALAYSIA OFFICIAL PORTAL

<http://www.halal.gov.my/v4/>

(2) ハラル産業開発公社(Halal Industry Development Corporation :HDC)

2006年、マレーシア国際貿易産業省(Ministry of International Trade and Industry: MITI)の外郭団体として設立され

た、マレーシアのハラール産業を振興するための政府直轄の組織である。ハラール認証制度の枠組みや戦略の策定も HDC の役割の一つであるが、ハラール認証を行う JAKIM と役割分担しながら安心・安全なマレーシアのハラール認証の認知と浸透を行うべく、教育と貿易に主体を置いている。HDC の主な役割としては、

- ハラール産業の振興、
- ハラールの基準、監査・認証手続きの開発、推進、
- ハラール食品製造者及び関連サービス事業者の能力開発等である。

現在、マレーシア政府は「ハラール法」の制定の意向を表明しており、現行ハラール制度の上位概念に位置するものとなる。詳細はまだ不明であるが、食品製造、流通、販売等への大きな影響が想定されている。

Halal Industry Development Corporation Official Website:

http://www.hdcglobal.com/publisher/gw_rmk_11_industri_halal

(3) マレーシア取引法 2011 (Trade Descriptions Act 2011)

マレーシア政府は、2011 年取引表示法 (Trade Descriptions Act of 2011) を制定 (法律 730) し、同年 11 月から施行した。新法の重要な特徴が、ハラールの定義 (Definitions of Halal Order) 及びハラールの認証とロゴマーク (Certification and Marking of Halal Order) に関する 2011 年取引表示令 (Trade Descriptions Order 2011) の創設である。

同令は、ハラールに関する問題について、明確な法的要件を規定した。同法及び関連法規は、取引業者及び消費者を非健康的な取引慣習から保護する条項を置いている。本法においては、「ハラール」という用語は、ひとつの取引表示とされておる。

A. ハラールの定義 (Definition of Halal, Takrif Halal)

取引業者による「ハラール」の表示または他の表現の使用は、現行法では強制されていない。しかし、ハラールの定義に関する 2011 年取引表示令は、食品又は商品がハラールである、又は商品がムスリムによって消費され、もしくは使用できるように表示された時は、その表現は、食品又は商品が以下のいずれも満たすことを意味する:

- (a) ムスリムが食すべきでないとしてイスラム教義で禁止、又はイスラム教義に従って屠殺されなかった動物等を、現在および将来も使用していない;
- (b) イスラム教義に照らして、不浄なものを含んでいない;
- (c) イスラム教義によると中毒にならない;
- (d) イスラム教義によって禁止されている人体の四肢の一部またはそれを材料とする製品を含んでいない;
- (e) 健康に害を及ぼさず、また危険ではない;
- (f) 糞便に汚染された器具を使用して準備、加工、製造されたものではない; 及び
- (g) 準備、加工、製造する過程で上記(a)及び(b)を満足しない食品と接触、混在、接近しなかった。
- (h) 食品・商品に関するサービス(原材料の輸送、貯蔵、加工、ケータリングを含む)及び小売り食品・商品がハラールと表示されたときには、その表現は当該サービスがイスラム教義に従って実行されていることを意味する。

法令の違反者は、侮辱罪で有罪となり、個人は最高 100 万リングットの罰金、3 年以下の懲役またはその両方が併科される。法人は 500 万米ドル以下の罰金を課される。

B. ハラール認証とロゴマーク (Certification and Marking of Halal)

2011 年ハラール表示令は、マレーシア・イスラーム開発局 (JAKIM) 及び連邦イスラーム協議会 (MAIN) 或いは州ごとのイスラーム部門 (JAIN) を、食品或いは商品が同令に照らして合法的であることを認証する所轄官庁に指定している。

本令によれば、すべての食品・商品またはサービスは、以下を満足しなければ合法的だと表示できない:

- (a) 所轄官庁 (JAKIM/MAIN/JAIN) によってハラールであると認証される; かつ
- (b) 所轄官庁 (JAKIM/MAIN/AIN) によって発行された以下のロゴマークを付ける



(ハラールのロゴマーク)